

## 和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 平成28年3月15日(火) 13:00~
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 下 教育長  
竹 山 委 員  
佐 藤 委 員  
野 田 委 員  
野 村 委 員  
桑 原 委 員  
牧 野 教育企画監  
岡 野 教育総務局長  
楠 生涯学習局長  
田 村 学校教育局長  
中 川 総務課長  
岡 本 給与福利課長  
雑 賀 生涯学習課長  
原 生涯学習課人権教育推進室長  
志 場 スポーツ課長  
水 上 文化遺産課長  
池 田 県立学校教育課長  
太 田 県立学校教育課特別支援教育室長  
南 義務教育課長  
笹 井 学校人事課長  
岩 井 健康体育課長  
小 滝 高校総体推進課長  
木 皮 教育センター学びの丘所長  
深 野 総務課秘書班長  
繁 張 総務課主査  
今 井 総務課主事

## 1 開 会

○**教育長** ただ今から、教育委員会3月定例会を開会する。

本日の議題である議案第88号については、公開することにより、教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を及ぼす恐れがあるため、また、議案第89号から議案第91号については人事案件であるため、これらを非公開としたいがよろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第88号から議案第91号については非公開とする。については、議事進行上、非公開案件の審議を「その他」事項の協議終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

## 2 前回会議録の承認

平成28年2月5日(金)の定例会会議録について、承認した。

## 3 報告事項

### 報第9号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

### 報第10号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 報第9号「市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」及び、報第10号「市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○**給与福利課長** 給与条例の一部改正に伴い、地域手当に係る所要の改正、及び給料表の改定に伴う昇格時号給対応表の改正を行った。規則の施行日は平成28年3月10日である。なお、平成27年4月1日に遡っての適用となっている。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 報第9号及び報第10号については、報告のとおり了承された。

### 報第11号

和歌山県スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○教育長 報第11号「和歌山県スポーツ推進審議会委員の委嘱」について説明願いたい。

○スポーツ課長 今回、県体育協会副会長の山下郁夫氏、障がい者スポーツ代表として阪本憲二氏、スポーツ選手・指導者代表として島本久仁氏にお願いした。

スポーツ選手・指導者代表の岩井美紀氏については、現場の指導者が必要であることから判断した。また、障がい者スポーツ代表委員が女性から男性に交代したため、女性登用率が下がったことを考慮し、新たに女性の委員を1名追加委嘱する。

○教育長 それでは、よろしいか。

(意義なしの声)

○教育長 報第11号については、報告のとおり了承された。

### 報第12号

平成33年度第45回全国高等学校総合文化祭開催に係る申請書の提出について

○教育長 報第12号「平成33年度第45回全国高等学校総合文化祭開催に係る申請書の提出」について説明願いたい。

○文化遺産課長 今年度の全国高等学校総合文化祭は滋賀県で開催された。

開催順序は、全国を3地域に分け地域順で開催される。さらに各地域を3地区に分け地区の輪番を原則としている。

平成33年度の開催は近畿地区となっており、近畿地区でこれまで唯一開催されていない本県が開催県となる。また同年に、国民文化祭が開催される。近畿高等学校総合文化祭については平成34年に開催される。

全国高等学校総合文化祭の開催部門は、演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学の19部門であり、例年3000校、述べ2万人程度の関係者が参加している。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 報第12号については、報告のとおり了承された。

#### 4 付議事項

##### 議案第63号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第63号「和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○総務課長 教育委員会事務局の組織改正及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を行う。

改正の1つ目は、「高校総体推進課」を廃止、「紀中教育支援事務所」を「日高教育支援事務所」と「海草・有田教育支援事務所」に再編する。2つ目は、学校教育法の一部改正により、義務教育学校が明記されたことに伴う規定の整備を行う。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第63号については、原案のとおり決定する。

## 議案第64号

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第64号「和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○総務課長 知事部局の組織再編に伴い、所要の改正を行う。

県立近代美術館の事務を補助執行させる担当課を、知事部局の組織再編に伴い、「文化国際課」から「文化学術課」に変更するものである。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第64号については、原案のとおり決定する。

## 議案第65号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第65号「和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○総務課長 現業職員の任用替え及び職の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を行う。

改正の1つ目は、職の見直しを行い、常時設置する職と必要に応じて置く職に整理する。2つ目は、司書の職名に「副主査司書」を新たに追加する。

3つ目は、学芸員を研究職員と位置づけるため、研究職員を新たに設置する。

4つ目は、現業職を行政職に任用替することに伴い、「環境整備員」の職名を廃止する。その他、規定の整備を行う。

○佐藤委員 副主査司書は職名だけの変更で、職務内容に変更はないか。

○総務課長 変更はない。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第65号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第66号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第66号「和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○総務課長 今回改正する理由は、県教育委員会教職員倫理規則の中で、利害関係者との遊技・ゴルフ・旅行は禁止行為とされているが、例外として、「一般財団法人和歌山県文化振興財団」及び「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」は禁止されていない団体となっている。団体が禁止行為にあたるかあたらないかは、県への出資割合で決めている。現状は、50パーセント以上県に出資している団体は、県と密接な関係であるため、禁止行為の対象外となっているが、この2つの団体は、県の出資割合が小さいことから、今回、禁止行為の例外となる法人から除外する。2つ目は、「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人わかやま移植医療推進協会」に名称を変更する。なお、今回の改正は、知事部局の倫理規則と同じ扱いである。

○野村委員 財団法人は出資ではなく寄付ではないか。

○総務課長 そのとおりである。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第66号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第67号

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則等を廃止する規則について

○教育長 議案第67号「市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則等を廃止する規則」について説明願いたい。

○**総務課長** 今回廃止する規則は、市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則、県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則、職員の勤務成績の評定に関する規則の3つである。この3つの規則は、地方公務員法第40条に基づき制定されている規則であり、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の規則を定める条文が削除されたため、同規則を廃止する。なお、今回勤務成績の評定の条文はなくなるが、新たに人事評価が地公法の中で定められている。

○**教育長** それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第67号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第68号

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 議案第68号「和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○**総務課長** 貸与の要件として、就労要件と在学要件があり、それぞれの対象月は、就労要件が1月～12月、在学要件が4月～3月と定めており、就労要件と在学要件の対象月が異なるため、就労要件の対象月を4月～3月に改正する。2つ目は、貸与の要件のうち、所得要件については、前年の課税証明書と当該年の「給与支払(見込)証明書」を提出としているが、当該年の所得確認は不要であるため、前年の課税証明書のみとする。

○**教育長** それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第68号については、原案のとおり決定する。

## 議案第69号

和歌山県教育庁処務規程の一部を改正する訓令について

○教育長 議案第69号「和歌山県教育庁処務規程の一部を改正する訓令」について説明願いたい。

○総務課長 組織再編に伴い、規定の整備を行うものである。

改正の1つ目は、庶務担当班の見直しに伴い、「給与福利課」の各班の建制順を変更する。2つ目は、紀の国わかやま国体終了に伴い、スポーツ課の「競技スポーツ班」を「競技力向上推進班」に再編する。3つ目は、組織の見直しに伴い、「県立学校教育課」と「義務教育課」に「総務班」をそれぞれ設置する。4つ目は、高校総体終了に伴い、「高校総体推進課」を廃止する。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第69号については、原案のとおり決定する。

## 議案第70号

和歌山県教育庁等文書規程の一部を改正する訓令について

○教育長 議案第70号「和歌山県教育庁等文書規程の一部を改正する訓令」について説明願いたい。

○総務課長 平成28年4月1日付け組織変更及び行政不服審査法の施行に伴う所要の改正を行う。

改正の1点目は、行政不服審査法の施行に伴い、「異議申立て」が「審査請求」手続に一元化されるが、個別法に基づく不服申立て手続が残ることから、これらを包括する「不服申立て」の表現に改める。2点目は、平成28年4月1日付け組織変更に伴い、文書の記号を改める。例えば、地方機関で、海草・有田教育支援事務所や日高教育支援事務所等の組織が新たにできることから、記号をそれぞれ海有事、日事としている。もう1つは、本庁の総務課はこれまで総という記号だったが、知事部局に総務部総務課ができることから、これと区別するため、総務課の記号を教総とする。

○教育長 それでは、よろしいか。



(異議なしの声)

○教育長 議案第70号については、原案のとおり決定する。

### 議案第71号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第71号「市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○給与福利課長 今回改正する理由は、地域手当の支給割合を改定するとともに、国に準じた規定の整備等を行うためである。

これまでの地域手当は、平成27年度の改正前、和歌山市と橋本市で4パーセント、その他地域は0パーセントだったが、市町村立学校職員の給与に関する規則及び、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴い、和歌山市と橋本市では4パーセント、その他地域では0.4パーセントとする。また、平成28年4月からは条例どおり、和歌山市と橋本市で5パーセント、その他地域で1.5パーセントの支給となる。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第71号については、原案のとおり決定する。

### 議案第72号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第72号「市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○給与福利課長 今回の改正は、市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴い、条ずれが発生することから、整備を行う。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第72号については、原案のとおり決定する。

### 議案第73号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第73号「市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○給与福利課長 今回、給料表が平成27年に遡って改正されたことに伴い、昇格時号給対応表を改定する。

降格時号給対応表については、今までこのような対応表はなかったが、地公法の改正に伴い、新たに改定する。施行日は、平成28年4月1日である。

級別標準職務表を条例で制定したため、規則での級別標準職務表を消去する。その他、規定の整備を行う。

○佐藤委員 どのような時降格するのか。

○学校人事課長 介護のためなど自己都合により、本人の申し出で教頭から教諭に降格したケースがある。

○教育長 処分による降格の事例はないか。

○学校人事課長 処分による降格はない。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第73号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第74号

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第74号「市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○給与福利課長 今回の改正は、単身赴任手当の基礎額及び加算額について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行う。

単身赴任手当の基礎額を26,000円から30,000円に拡大、距離に応じた加算額は6,000円～58,000円を8,000円～70,000円に拡大する。これは国に準じた改正である。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第74号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第75号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第75号「へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○給与福利課長 今回の改正は、へき地教育振興法施行規則第13条に基づき、前回の級地指定の見直しより6年が経過するため、平成27年度にへき地学校等指定校の見直しに係る調査を実施し、級地指定の変更を行う。

見直し調査の結果、51校中、10校で級地が上がり、2校で下がった。級地が上がった主な要因は、バスの運行回数が減少したことと、新宮の行政に教育機能がなくなったため、教育委員会までの距離が増したことである。また、級地が下がった主な要因は、教員数が1人増えたことである。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第75号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第76号

和歌山県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

○教育長 議案第76号「和歌山県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令」について説明願いたい。

○給与福利課長 今回の改正は、労働安全衛生法の一部改正により、事業者にストレスチェックの実施が義務付けされたため、ストレスチェックの実施に関する項目を追加する。2つ目は、和歌山県教育庁等職員安全衛生管理要綱を廃止する。3つ目は、労働安全衛生法第18条の規定により、和歌山県教育庁等職員衛生委員会の委員に産業医1人を加える。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第76号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第77号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第77号「和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○生涯学習課長 改正の理由は、中身に関する改正はないが、貸与要件に関する法律に改正があり、関係規定を改める必要があるためである。改正の要点は、母子及び寡婦福祉法の名称変更に伴う関係規定の改正である。2つ目は、学校教育法の改正に伴う関係規定の改正である。3つ目は、上記の改正に伴う様式の改正である。4つ目は、表現等を改めるなど、その他の整備を行う。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第77号については、原案のとおり決定する。

### 議案第78号

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則の廃止について

○**教育長** 議案第78号「和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則の廃止」について説明願いたい。

○**スポーツ課長** 平成26年3月31日に閉館した、和歌山県体力開発センターの残務処理業務が平成27年度で終了したことに伴い、和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則を廃止する。

○**教育長** それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第78号については、原案のとおり決定する。

### 議案第79号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 議案第79号「教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○**学校人事課長** 今回、免許状更新講習規則の一部を改正する省令において、免許状更新講習の見直しにより、新たに必修領域、選択必修領域及び選択領域の3つに区分が創設されたため、所要の整備を行う。

更新講習については、30時間受ける必要がある。これまでは2つの区分で、必修領域12時間、選択領域18時間の計30時間だった。それを今回の改正により、必修領域を、必修領域と選択必修領域の2つに分けた。選択領域は従来どおりである。これに伴い様式の変更を行う。

これまでは、必修領域、選択領域という言い方をしておらず、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」としており、それを今回必修領域と選択必修領域の2つに区分した。もう1つは、「教科指導・生徒指導その他教

育の充実に関する事項」としていたものを、選択領域にした。また、履歴書については、教員免許を更新するにあたり、特に必要のないと思われる事項を精査し、様式の変更を行った。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第79号については、原案のとおり決定する。

### 議案第80号

和歌山県立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

○教育長 議案第80号「和歌山県立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令」について説明願いたい。

○健康体育課長 平成27年12月1日に施行された、労働安全衛生法の一部改正に伴い、教職員50人以上在籍している学校に、ストレスチェックの実施が義務付けられた。これにより、和歌山県立学校教職員安全衛生管理規程にストレスチェックの実施に関する項目を追加する。

本制度は労働者の心理的な負担の程度を把握し、職場環境改善につなげ、労働者のメンタルヘルス不調を事前に防止することを目的としたものである。なお、労働者50人未満の学校等の事業所は、努力義務とされているが、県教育委員会としてはその重要性を鑑み、全ての県立学校で実施していく。

○桑原委員 産業医によるチェック後の体制は。

○健康体育課長 産業医以外の医師・保健師等に委託して実施することができることから、医大に委託しウェブでチェックする。その中で、高ストレスという結果が出た場合、産業医に申し出て面談する。場合によっては、専門医による面談もあるが、面談するかしないかは、本人の意思で決定される。

学校長には、このような相談があった場合、学校長と勤務の内容について相談するようになっている。相談内容によって部署を変えて対応するケースが出てくる可能性もある。

○教育長 ストレスチェックを受けているか受けていないか分かるのか。

○健康体育課長 期間を設けて実施するので、最終何人受けているか学校ごとに分かる。個人名で出るかは分からない。

○佐藤委員 中間報告はあるのか。

○健康体育課長 最終は職場ごとの分析が出てくる。必ず教育委員会の方に面談を受けたいという申し込みをしてもらい、教育委員会を通じて学校や産業医に、面談希望者がいることを報告する。教育委員会では面談希望者が何人いるのかや、職場の状況などが分かる。

○竹山委員 ウェブチェックでパワハラやセクハラのような職場の中での問題が見つかる可能性はあるのか。

○健康体育課長 心身のストレス、仕事のストレス、周囲のサポートの大きな3項目で、計57の質問があるが、パワハラやセクハラ等は質問の内容からは分からない。ただ、面談の中でそのような話が出る可能性はあるが、その内容までは把握できない。

○教育長 業務用のパソコンでやってもいいのか。

○健康体育課長 個人のIDで使う形になる。

○教育総務局長 事業者に実施が義務付けられていることから、業務用のパソコンで行っても大丈夫だと考える。

○教育長 これは訓令か。

○総務課長 規則の場合は「規則」、規程の場合は「訓令」で定めることになっている。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第80号については、原案のとおり決定する。

## 議案第81号

平成28年度学校教育指導の方針と重点について

○教育長 議案第81号「平成28年度学校教育指導の方針と重点」について説明願いたい。

○総務課長 2月の委員協議会で素案を説明した際の、教育委員の意見をふまえ、新たに内容を精査し修正した。

素案では、「はじめに」というページはなかったが、新たに追加した。ここでは、本書の位置づけを示すために、県の長期総合計画や教育振興基本計画について簡単に触れた後、本書の構成を紹介する内容になっている。また、本書の活用にあたって、心懸ける点について記載した。

目次の第Ⅱ部の3は、素案は「いじめ等への対応」としていたが、この項目がいじめに限定された内容となっているため、「いじめへの対応」とした。次に4ページだが、今回は「学校運営」のページになっているが、素案は、「紀州っ子学びの5か条」を記載していた。「学びの5か条」とは、子供の行動指針で、この冊子は教職員向けの指導の方針と重点を示すものであるため、「学びの5か条」については削除した。次に6ページの「参考資料・情報」だが、素案はこれを枠で囲っていたが、その枠を取った。また、インターネット検索が可能であることを記載した。インターネット上で閲覧できないものについては、7ページの「参考資料・情報」にあるように「紙媒体資料」と加えた。また、各項目の「参考資料・情報」にも、同様の修正を加えている。次に8ページの「いじめへの対応」だが、「対応」の未然防止のAに、リーフレット「みんな生き生き！学級集団づくり」を活用することを新たに追加した。併せて、「参考資料・情報」にも、このリーフレットについて書き加えた。また、9ページの「対応」の未然防止のオと、「参考資料・情報」にも併せてこのリーフレットについて記載している。次に10ページの「中途退学者への対応」だが、2月の委員協議会で佐藤委員から、「具体的な取組を記載するべきではないか」というご意見をいただいたことから、具体的な取組を記載した。また、14ページの防災・安全教育の充実についても、「対応」に具体的な取組を記載した。次に16ページの「ふるさと教育の推進」だが、「対応」の中学校のA及び「参考資料・情報」に、ふるさと教育副読本「わかやま何でも帳」を記載した。また、「文化財を活用した学習」にも、具体的な取組を記載した。次に17ページの「特別支援教育の充実」だが、「対応」に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」への対応について記載した。

以上が主な修正箇所である。なお、2月の委員協議会で野村委員から「対



応という表現に違和感を感じる」というご意見をいただいたが、この冊子は教員向けの資料で、対応策を示すものになっていることから、ご理解いただきたい。また、佐藤委員からは、「PDCAやICT等の言葉に解説があってもいいのではないか」というご意見をいただいたが、この件についても学校の教員が読む冊子であるため、解説がなくてもわかるのではないかと考えている。また、桑原委員からは、「社会教育施設等にも配付してはどうか」というご意見をいただいた。冊子の内容は、学校教育の理念と学校教育指導の方針と重点を示すものであるため、社会教育施設等については、県教育委員会のホームページからご覧いただけたらと考えている。

○桑原委員 いじめへの対応に未然防止だけでなく、いじめが起こった後でも「集団で解決する」という項目を加えてはどうか。

○教育長 また議論させていただく。

○佐藤委員 学校保健安全委員会とはどのようなものか。また、こどもの表記は「子ども」、「子供」のどちらか。

○教育長 文書表記は「子供」に統一する。

○健康体育課長 学校保健安全委員会は各学校で開くことになっている。回数やメンバーについては、学校によって異なってくる。また、委員会は定期的に関くよう指導している。

○竹山委員 写真の変更はできないのか。

○教育政策班長 写真については、第2期教育基本振興計画の概要版のものをそのまま使っているが検討させていただく。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議の声なし)

○教育長 議案第81号については、原案のとおり決定する。

## 議案第82号

第4期きのくに教育審議会委員の委嘱について

○**教育長** 議案第82号「第4期きのくに教育審議会委員の委嘱」について説明願いたい。

○**総務課長** 第4期きのくに教育審議会については、いじめ等の対策をお願いすることで引き続き委員6名で対応したい。

再任は、峯本氏、上田氏、兒玉氏の3名、新任は、各校長会の代表の方が、今年退職されることから、新たに県小学校長会、県中学校長会、県特別支援学校長会から、川本氏、中村氏、武内氏の3名をお願いする。

○**佐藤委員** 今回50代、60代の委員が委嘱されているが、問題の内容によっては、若い委員を選出してはどうか。

○**教育長** 本審議会は専門的なご意見をいただくものであるので、50代、60代の委員となってくる。若い年代からのご意見をいただく場としては、「サポート会議」を開催している。

それでは、よろしいか。

(異議の声なし)

○**教育長** 議案第82号については、原案のとおり決定する。

## 議案第83号

和歌山県指定文化財の新規指定等について

○**教育長** 議案第83号「和歌山県指定文化財の新規指定等」について説明願いたい。

○**文化遺産課長** 2月16日に県文化財保護審議会により答申されたものである。新規指定は7件あり、1つ目は、善名称院3棟である。指定理由は、善名称院の本堂は、平面、立面ともに非対称の特異な形式を持ち、重厚な外観を備えた異色の仏堂で重要な建造物である。類似の遺構の少ない土砂堂、大安上人廟所と合わせて指定し、一括して保存を図るためである。

2つ目は、護国院7棟である。護国院の諸堂は、近世における札所寺院の構成を示す貴重な建物群である。開山堂は、中世風の形式・技法を継続した

特色ある仏堂として高い評価を有し、書院は障壁画による華麗な接客空間を備えた本格的な書院建築として貴重である。

3つ目は、木造神像群10軀である。木造神像群は、高野山開創にも深く関わった丹生明神の関連遺品として、紀州の宗教文化史上に重要な意義を有すると同時に、中世の鑄造像制作の実態を示す一群を含み、日本彫刻史の観点からも高く評価される作である。

4つ目は、小松原銅鐸1点である。小松原銅鐸は伝承品等を含めて41点の銅鐸の出土が知られている和歌山県内の銅鐸の中で、最も古い段階のものであり、和歌山県で銅鐸を使い始めた時期を考える上で重要な資料である。

5つ目は、周参見王子神社奉納絵馬52点である。周参見王子神社奉納絵馬は、熊野灘沿岸の江戸期、そして明治期における海上交通と信仰の有り様を示す資料として貴重なもので、学術上の価値が高い。

6つ目は、佐野寺跡である。佐野寺跡は発掘調査により伽藍配置が確認されているとともに寺域や造営時期が判明しており、また、「日本国現報善悪異記」の「狭屋寺」に比定されるなど、和歌山県の古代の歴史を考える上で重要な寺院跡である。

7つ目は、亀山城跡である。亀山城跡は、県内最大規模を誇る中世山城で、中世末期に日高地方を拠点として勢力を伸ばした湯川氏の軍事力を示す城跡として学術的価値は極めて高い。

次に、エルトゥールル号事件関連遺跡群が、追加指定及び名所変更された。

追加指定及び名称変更の理由は、トルコ軍艦が串本町樫野埼沖で遭難したエルトゥールル号事件に関して、「船甲羅」、「遭難者上陸地」及び「樫野灯台旧官舎」は、欠くことのできない場所である。これらを、「トルコ軍艦遭難者墓地」に追加指定して保護の万全を図るためである。

名称及び保護団体変更は、「東岩代の子踊り」と「西岩代の子踊り・獅子舞」の2件である。

追加指定及び名称・保護団体変更の理由は、岩代の子踊りの保存・継承を活性化させるには、各氏子のまとまりに則して組織される必要があるため、東岩代八幡神社の氏子地区及び西岩代八幡神社の氏子地区による保存会に変更する。東岩代については、「東岩代の子踊り」、西岩代については、獅子舞を追加指定して「西岩代の子踊り・獅子舞」と改称し、保護団体も変更する。

指定解除する文化財は、12件ある。その内の薬師寺のマツに関しては、マツノサイセンチョウの被害により枯死したため、指定文化財から解除する。

それ以外の、那智の火祭り、藤白王子跡、藤白塔下王子跡、地藏峰境内、一壺王子跡、河瀬王子跡、長尾坂、鬨雞神社境内、八上王子跡、稲葉根王子

跡、蓬萊山に関しては、国史跡に指定されたため、和歌山県指定文化財から解除する。また、一部指定解除する文化財は、三谷坂、糸我峠、鹿ヶ瀬峠であり、この3件についても、国史跡に指定されたため、和歌山県指定文化財から解除する。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議の声なし)

○教育長 議案第83号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第84号

和歌山県文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 議案第84号「和歌山県文化財保護審査会委員の委嘱」について説明願いたい。

○文化遺産課長 和歌山県文化財保護審議会委員の選定基準は、文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命するようになっており、引き続き同じ15名の方々にお願いします。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議の声なし)

○教育長 議案第84号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第85号

和歌山県銃砲刀剣類登録審査会委員の委嘱について

○教育長 議案第85号「和歌山県銃砲刀剣類登録審査会委員の委嘱」について説明願いたい。

○文化遺産課長 和歌山県銃砲刀剣類登録審査委員の選定基準は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者で、規定が4名になっており、引き続き同じ4名の方々にお願いします。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議の声なし)

○教育長 議案第85号については、原案のとおり決定する。

### 議案第86号

和歌山県立博物館協議会委員の委嘱について

○教育長 議案第86号「和歌山県立博物館協議会委員の委嘱」について説明  
願いたい。

○文化遺産課長 和歌山県立博物館協議会委員の選定基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験がある者で、15名の方々にお願いしている。

今回、退職等の理由で3名の方が退任となっている。和歌山県立きのかわ支援学校、和歌山市立高松小学校、和歌山市立城東中学校の方で、今回も新たに同じ支援学校、小学校、中学校の女性の方をお願いする。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議の声なし)

○教育長 議案第86号については、原案のとおり決定する。

### 議案第87号

和歌山県立紀伊風土記の丘協議会委員の委嘱について

○教育長 議案第87号「和歌山県立紀伊風土記の丘協議会委員の委嘱」について説明願いたい。

○文化遺産課長 和歌山県立紀伊風土記の丘協議会委員の選定基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験がある者で、引き続き同じ11名の方々にお願いする。

○教育長 それでは、よろしいか。

(異議の声なし)

○教育長 議案第87号については、原案のとおり決定する。

## 5 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

- 3月29日(火) 和歌山県共同募金会第188回評議員会
- 4月19日(火) 4月教育委員会定例会
- 5月26日(木) 5月教育委員会定例会

## 6 その他

平成29年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程について

○教育長 「平成29年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程」について説明願いたい。

○県立学校教育課長 平成29年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程を学校に4月1日以降に通達する。

入試日程は、特別選抜は南部高校の龍神分校と中学校との特別連携型の入試選抜である。

特別選抜の出願受付は平成29年2月3日、面接等は平成29年2月7日、合格内定は平成29年2月14日である。一般選抜・スポーツ推薦の一般出願受付は平成29年2月21日・22日、本出願受付は3月2日・3日、学力検査は平成29年3月9日、面接・実技検査等は平成29年3月10日、合格発表は平成29年3月17日である。追募集の出願受付は平成29年3月24日、学力検査等は平成29年3月28日、合格発表は平成29年3月30日である。

日程については、追募集の合格発表日から逆算したことや、土日を挟む関係でこの日程になった。

○教育長 それでは、よろしいか。

平成29年度和歌山県立中学校入学者選考日程について

○教育長 「平成29年度和歌山県立中学校入学者選考日程」について説明願いたい。

○義務教育課長 平成29年度和歌山県立中学校入学者選考の日程は、入学願書等の出願郵便受付が平成29年1月4日～10日、適正検査・作文は平成29年1月21日、面接は平成29年1月22日、選考結果の発表は平成29年1月28日である。

詳細については、認めていただいた後、10月に発行する募集要項に掲載する。

今年度は、適正検査・作文は1月23日、面接は1月24日、選考結果の発表は1月30日に行った。

○教育長 県立高等学校と県立中学校、併せていつ頃発表するのか。

○県立学校教育課長 資料提供は4月に両方併せて行う。

○教育長 それでは、よろしいか。

これより非公開の案件とする。

### <非公開議案>

議案第88号

平成28年度和歌山県教科用図書選定審議会委員の委嘱について

県立学校教育課長から、平成28年度和歌山県教科用図書選定審議会委員の委嘱について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第89号

平成27年度末公立小・中学校長及び教頭人事異動について

学校人事課長から、平成27年度末公立小・中学校長及び教頭人事異動について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第90号

平成27年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動について

学校人事課長から、平成27年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第91号

平成27年度末事務局等職員人事異動について

総務課長から、平成27年度末事務局等職員人事異動について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので、3月定例会を閉会する。

(15:40閉会)